優っくりグループホーム町田森野
「(介護予防)認知症対応型共同生活介護」
運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人奉優会が設置する優っくりグループホーム町田森野（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕（以下「サービス」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。

　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、適切にサービスを提供する。

４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する区市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　事業所は、事業を提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７　サービスの提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な支援を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

８　前７項のほか、「町田市における地域密着型サービスの基準を定める条例」、「町田市地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　称　　優っくりグループホーム町田森野

⑵　所在地　　東京都町田市森野４－７－１３

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

⑴　管理者　１人（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

⑵　計画作成担当者　１人

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

⑶　介護従業者　12 人以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（事業の利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、１８名とする。

内訳　　１ユニット　　９名

　　２ユニット　　９名

（事業の内容）

第７条　本事業所で行うサービスの内容は、次のとおりとする。

⑴　入浴、排せつ、食事、着替え等の介助

⑵　日常生活上の世話

⑶　日常生活の中での機能訓練

⑷　相談、援助

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、町田市とする。

（介護計画の作成）

第９条　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画（以下、「介護計画書」と言う。）を作成する。

２　計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

３　計画作成担当者は、介護計画書を作成した際には、当該介護計画書を利用者に交付するものとする。

４　介護計画書の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が介護計画書に基づき利用する他の居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画書の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

（利用料等）

第１０条　認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）によるものとする。

２　介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２８号）によるものとする。

３　費用は別紙１の通りとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第１１条　事業の対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、次の各号を満たすものとする。

⑴　少人数による共同生活を営むことに支障がないこと

⑵　自傷他害のおそれがないこと

⑶　施設内で喫煙をしないこと

⑷　従業者又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような行為や宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと

⑸　常時医療機関において治療をする必要がないこと

⑹　本規定に基づく、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同していること

２　入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

３　入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

４　利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

５　短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

６　生活保護を受給している者についても、必要な手続きが完了し、他の利用者と同等にサービスが提供可能である場合は受け入れる。

（衛生管理等）

第１２条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所において感染症の発生およびそのまん延を防ぐために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

⑴　事業所の感染症予防および拡大防止対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

⑵　事業所の感染症予防および拡大防止のための指針を整備する。

⑶　事業所において、従業者に対し、感染症の予防・拡大防止のための研修・訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

４　事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難訓練、非常防災訓練、その他の必要な訓練を行うものとする。

⑴　防火管理者を定める

⑵　夜勤交代時に火災防止のため自主的に点検を行う

⑶　非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は、防火管理者が立ち会　　う

⑷　非常災害用の設備を常に有効に保持するよう努める

⑸　火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行にあたるものとする

⑹　防火管理者は、従業者に対して採用時に防火教育を行い、また消防訓練を年２回以上実施する

⑺　利用者、従業者の必要分備蓄食料品を倉庫に備蓄し、家具等の転倒防止に努める

（協力医療機関等）

第１５条　事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

２　事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

３　事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（苦情解決）

第１６条　サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。また、利用者は以下の機関に苦情を申し立てることができる。

⑴ 事業所における相談苦情窓口　事業所責任者
電話：０４２－８５１－８５２１

⑵ 東京都国民保険団体連合会介護相談指導課
電話：０３－６２３８－０１７７

⑶ 町田市いきいきせいかつ部介護保険給付係
電話：０４２－７２４－４３６６

２　事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村からの質問若しくは照会に応じ、区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１７条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（秘密の保持）

第１８条　事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持することを義務付けるものとする。

２　事業者は、従業者が従事中または従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密事項を保持すべき旨を明記した「個人情報に関する同意書」を雇用契約時に取り交すものとする。

３　事業所は、利用者の退居後の居宅における居宅サービス計画または介護予防サービス計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により利用者またはその家族等から同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１９条　入居者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

(1)　虐待防止に関する担当者の選定

虐待防止に関する担当者	管理者

(2)　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る

(3)　虐待防止のための指針を整備する

(4)　従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する

(5)　サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政に通報する

(6)　万が一虐待が発生した場合は速やかに区市町村へ通報し対応する

（身体拘束）

第２０条　事業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等を整備し、適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

２　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（運営推進会議）

第２１条　事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

２ 運営推進会議は、おおむね２ヶ月に１回以上開催する。

３ 運営推進会議は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員等、事業について知見を有する者を構成メンバーとする。

４ 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているかの確認をしていただくほか、地域との意見交換・交流とする。

５ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録は公表する。

（業務継続計画の策定等）

第２２条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（外出・外泊について）

第２３条　入居者は外出または、外泊しようとするときは、その前日までに、外出の理由、帰宅予定日時等を当事業所所定の様式に記入し、管理者に届け出るものとする。

（面会について）

第２４条　入居者が外来者と面会しようとするときは、外来者が玄関に備え付けの台帳にその氏名を記録するものとする。面会時に持参した、物品、食品、薬等の内容は必ず職員に伝えるものとする。

（従業者の研修）

第２５条　事業所は、すべての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者を除き、その他の介護従業者）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

⑴　採用時研修　　採用後２か月以内

⑵　認知症等に関する研修　　随時

⑶　その他法人内研修 外部研修　　随時

（介護サービス情報の公表）

第２６条　事業者はサービスの質の向上及び透明性の確保をするとともに、利用者が適切な情報に基づいてサービスを選択・利用できるよう支援するために事業所の介護サービス情報を公表するものとする。

⑴　東京都が指定する情報公表センターに介護サービス情報を報告。

⑵　年に１回第三者評価もしくはサービス評価を行い、評価結果については行政へ報告するとともに事業所のホームページ等で公表。

（その他運営に関する留意事項）

第２７条　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動や、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人奉優会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は，平成２６年３月２０日から施行する。

この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

この規程は、平成３０年８月１日から施行する。

この規定は、令和６年４月１日から施行する

この規定は、令和７年４月１日から施行する

この規定は、令和８年４月１日から施行する